

国際予備審査機関 U S	米国特許商標庁 (U S P T O) ¹	附属書 E U S
次の受理官庁について管轄する 国際予備審査機関	BH, BR, CL, DO, EG, GE, IL, IN, JO, KN, MX, NZ, OM, PA, PE, PH, QA, SA, TH, TT, US, ZA	
予備審査手数料 (PCT規則58) ^{2, 3}	米国・ドル (USD) 640 (800)	小企業 ⁴ 256 (320) 極小企業 ⁵ 128 (160)
	括弧内の額は、国際調査がU S P T Oにより行われなかった場合に支払う	
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) ⁶	USD 640	小企業 ⁴ (256) 極小企業 ⁵ (128)
取扱手数料 (PCT規則57.1) ⁷	USD 235	
国際予備審査報告に列記された文献の 写しのための手数料 (PCT規則71.2)	無料：出願人は、国際予備審査報告とともに、国際調査報告に 列記されていなかった各追加文献（米国特許文献又は公開され た国際出願を除く）の写し1通を受け取る ⁸	
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料 (PCT規則94.2)	米国特許文献の写し1書類につき 非米国特許文献の写し1書類につき その他の書類提供手数料については	USD 3 USD 25 37 CFR 1.19 参照
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	なし	
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2)	USD 320	小企業 ⁴ (128) 極小企業 ⁵ (64)

[次頁に続く]

- 1 USPTOは、国際調査を同官庁が行う（又は行った）場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。ただしUSPTOは、少なくとも出願人の1人が米国の居住者又は国民であり、選択された国際調査機関が米国の居住者又は国民について管轄している場合には、USPTO又は受理官庁としてのWIPO国際事務局に行われた国際出願についても、国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は定期的に改訂される。適用額については国際予備審査機関に問い合わせるか、又は現行のUSPTO手数料表参照。
<http://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule>
- 4 この額は「小企業」による出願に適用される。「小企業」としての資格や地位の設定の詳細については、ウェブサイト (<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#d0e30961>)、及び37 CFR 1.27 (http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf) を参照。
- 5 この額は「極小企業」による出願に適用される。「極小企業」としての資格や地位の設定の詳細については、ウェブサイト (http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500_d1ff69_210b3_1ca)、及び37 CFR 1.29 (http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf) を参照。
- 6 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- 7 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。
- 8 2007年7月3日以降、USPTOは国際出願における調査報告書、書面による見解又は国際予備審査報告書に引用された米国特許及び米国特許出願公開公報の紙形式による写しを郵送しない。2013年10月29日以降、USPTOは国際出願に引用された公開された国際出願の紙形式による写しについても郵送しない。もっとも、USPTOのインターネットウェブサイト (<http://www.uspto.gov/patents/search>) で電子形式の写しを閲覧することができる。これは無料で印刷することもできる。更に写しは、上述した手数料を支払い、オンライン (ebiz1.uspto.gov/oems25p/index.html) で購入又はUSPTO公式記録局 ((1-800) 972 63 82若しくは(571) 272 31 50) から入手することもできる。

U S	米国特許商標庁 (U S P T O) ⁹ (続き)	U S
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す P C T 規則 58.3 に規定する場合であって、国際予備審査の請求がされなかったものとみなされた場合 (P C T 規則 54.4, 58 の 2.1(b) 又は 60.1(c)) : 100% 払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合 : 支払額から送付手数料に相当する処理手数料を差し引いた額の払戻し (附属書 C (U S) 参照)	
国際予備審査のために受理する言語	英語	
審査をしないこととしている対象	P C T 規則 67.1(i) から (vi) までに掲げる対象。ただし、米国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか?	この官庁は、国際調査を同官庁が行う (又は行った) 場合に限り管轄する。	
委任状の提出要件の放棄		
国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	放棄している ¹⁰	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時、及び P C T 規則 92 の 2 に基づく一定の変更があった時	
国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	放棄している ¹⁰	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時、及び P C T 規則 92 の 2 に基づく一定の変更があった時	

⁹ 脚注 1 を参照。

¹⁰ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (P C T 規則 90 の 2.1 から 90 の 2.4 ; 国際段階の 11.048 項も参照), 委任状の要件の放棄は適用されない (P C T 規則 90.4(e) 及び 90.5(d))。